

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年3月20日
【会社名】	富士製薬工業株式会社
【英訳名】	Fuji Pharma Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 今井 博文
【本店の所在の場所】	東京都千代田区三番町5番地7
【電話番号】	03(3556)3344(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 宇佐見 卓也
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区三番町5番地7
【電話番号】	03(3556)3344(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 宇佐見 卓也
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 2,703,378,600円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,506,900株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 本有価証券届出書による募集（以下「本第三者割当増資」といいます。）は、平成26年3月20日開催の取締役会決議によります。

なお、本有価証券届出書にかかる新株式発行は、金融商品取引法による届出の効力発生及び当社と三井物産株式会社（以下、「三井物産」といいます。）との間で平成26年3月20日に締結される予定の資本業務提携契約書（以下「本資本業務提携契約」といい、当該契約による資本業務提携を「本資本業務提携」といいます。）に定める前提条件が満たされることを条件としています。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,506,900株	2,703,378,600	1,351,689,300
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	1,506,900株	2,703,378,600	1,351,689,300

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は1,351,689,300円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
1,794	897	100株	平成26年4月21日	-	平成26年4月21日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当増資は行われなことになります。

4. 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
富士製薬工業株式会社 経営企画部	東京都千代田区三番町5番地7

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 赤羽支店	東京都北区赤羽二丁目1番15号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
2,703百万円	17百万円	2,686百万円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の内訳は登録免許税等登記関連費用、弁護士費用等です。

(2)【手取金の使途】

本第三者割当増資により調達する資金の具体的な使途は、次のとおり予定しております。

なお、調達した資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

具体的な使途	金額	支出予定時期
在外子会社での注射剤生産のための設備投資	2,300百万円	平成26年11月～平成28年9月
新薬等の研究開発投資	386百万円	平成26年4月～平成27年12月

(注) 設備計画の内容については、「第三部 追完情報 2 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

在外子会社での注射剤生産のための設備投資

平成24年10月に子会社化したタイ王国で最大の医薬品等受託メーカーであるOLIC (Thailand) Limited (所在地: タイ王国アユタヤ県、代表取締役社長 上出豊幸 以下「OLIC社」といいます。) に対して、市場が年々拡大している日本国内のジェネリック医薬品市場の需要に応えるため並びに、徐々に拡大するアジア市場をはじめとする海外市場に良質かつ安価な製品、特に当社が得意領域とする注射剤に関して、日本基準の工場をコスト競争力が勝る同社で製品化できるようにするもの。

新薬等の研究開発投資

造影剤の適応追加における臨床開発費用の一部に支出する計画です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係

割当予定先の概要				
名称	三井物産株式会社			
本店の所在地	東京都千代田区大手町1丁目2番1号			
直近の有価証券報告書等の提出日	四半期報告書	(第95期 第3四半期)	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	平成26年2月13日 関東財務局長に提出
	四半期報告書	(第95期 第2四半期)	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日	平成25年11月13日 関東財務局長に提出
	四半期報告書	(第95期 第1四半期)	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	平成25年8月13日 関東財務局長に提出
	有価証券報告書	事業年度 (第94期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月21日 関東財務局長に提出
提出者と割当予定先との関係				
出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	- 株		
	割当予定先が保有している当社の株式の数	1,930,600株		
人事関係	三井物産の社員1名が、当社に出向しております。			
資金関係	該当事項はありません。			
技術関係	該当事項はありません。			
取引関係	当社は、三井物産から原材料の仕入等の取引があります。			

(2) 割当予定先の選定理由

これまで日本のジェネリック医薬品市場は、国民医療費抑制の重要施策のひとつとして、厚生労働省より数々の普及拡大策が実施され拡大してまいりました。さらに平成25年4月には、後発品の数量シェアを平成30年3月末までに60%以上を目指す「後発品のさらなる使用促進のためのロードマップ」が発表され、今後さらに一層、市場の拡大が予想されるとともに、国内新薬メーカーや外資製薬メーカー等によるジェネリック医薬品市場への参入も活発化しております。

このような状況のもと、当社は、現在の中期経営計画（平成22年～平成26年）において、「既存コア事業の拡大と、次の世代につなぐ新規事業機会の具体化を実現」することを重点課題とし、注射剤を中心とした急性期医療分野の充実、女性医療におけるリーディング・カンパニーを目指した活動の深化、東南アジアにおける医薬品製造機能の構築、に向けて取り組みを進めてきております。

こうした中、今後ますます増加する国内外でのジェネリック医薬品等の需要に応えるとともに、コスト競争力の向上を図る観点から、当社子会社であるタイ国内最大の医薬品等の製造受託企業であるO L I C社を活用した海外事業展開の拡充を主な目的に、平成25年11月より、割当予定先である三井物産と資本関係強化を含む広範な業務提携を協議してまいりました。

グローバルなネットワークに強みを持つ同社とのより一層の連携強化は、O L I C社を活用した海外事業展開、医薬品事業の研究開発投資におけるSeeds探索、並びに製造販売（主に原薬の調達）における様々な支援・協力等、当社及びO L I C社（以下、「当社グループ」といいます。）の経営力のさらなる強化に大きく寄与すると判断いたしました。

一方で、今回の資金調達にあたっては、迅速かつ確実な資金調達をすることができ、三井物産と経営におけるシナジー効果が期待できる第三者割当増資の手法が、その他の手法よりも望ましいと判断いたしました。

なお、本第三者割当増資は、既存株主の議決権の希薄化を伴うものであります。しかしながら、上記のとおり、事業環境の大きな変化に継続的に対応しつつ事業をさらに拡大させるためには、過去20年間に亘り資本提携を含む取引実績

のある三井物産とより緊密な資本業務提携関係を構築しシナジー効果をさらに強めることで、当社グループの経営力をさらに強化することが不可欠と考えており、本第三者割当増資により当社株式の希薄化が生じることになっても、これを上回る当社グループ企業価値を創造し、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益の拡大に貢献できるものと判断いたしました。

(3) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 1,506,900株

(4) 株券等の保有方針

当社は、本資本業務提携協議を通じて、三井物産が当社株式を中長期的観点で保有する意向であることを確認しております。

なお、当社は、三井物産より、払込期日から2年以内に、本第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(5) 払込みに要する資金等の状況

当社は、三井物産の第94期有価証券報告書(平成25年6月21日提出)、第95期第1四半期報告書(平成25年8月13日提出)、同第2四半期報告書(平成25年11月13日提出)、及び同第3四半期報告書(平成26年2月13日提出)に記載の総資産、純資産並びに現金及び預金等の状況を確認した結果、同社による本第三者割当増資に係る払込みについては問題ないものと認識しております。

(6) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先並びに割当予定先の役員および主要株主が暴力若しくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下、「特定団体等」といいます。)であるか否か、並びに割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないことを以下のとおり確認しております。

割当予定先である三井物産は、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しており、同社が株式会社東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書において、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応し、反社会的勢力及び反社会的勢力と関係ある取引先とはいかなる取引もしないことを方針として掲げる等、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を株式会社東京証券取引所のホームページにて確認することにより、三井物産及び三井物産役員又は主要株主が特定団体等ではなく、特定団体等とは一切関係していないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

発行価額につきましては、株式会社東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の当社取締役会決議日（以下「発行決議日」といいます。）の前営業日である平成26年3月19日から1か月を遡った期間（同年2月20日～同年3月19日）の終値の単純平均値である1,888円（小数点第1位を四捨五入。以下同じ）に対してディスカウント率4.98%である1株1,794円といたしました。

当該発行価額は、株式会社東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の発行決議日の前営業日である平成26年3月19日の終値1,890円に対し5.08%のディスカウント、同前営業日から3か月を遡った期間の終値の単純平均値1,872円に対し4.17%のディスカウント、同前営業日から6か月を遡った期間の終値の単純平均値1,803円に対し0.50%のディスカウントとなっております。

なお、ディスカウント率につきましては、以下の理由により4.98%といたしました。当社といたしましては、三井物産との資本業務提携関係をより強化することは、特に今後の当社グループの海外市場での事業展開において、三井物産との事業シナジーを実現していくことで、当社の企業価値が向上し、既存株主の皆様の利益拡大に繋がるものと考えております。市場動向を勘案するとともに、本第三者割当増資により期待される当社の企業価値向上の効果等を踏まえて、割当予定先とディスカウント率について十分に協議及び交渉したうえで、総合的に判断して4.98%といたしました。

また、発行決議日の前営業日から1か月を遡った期間の終値の単純平均値といたしましたのは、昨年末から年始にかけての日経平均の比較的高い変動状況を受け、今後もあり得る変動影響を除くために期間の平均値とすることが、当社の企業価値をより適切に反映するものと考えられることを踏まえ決定いたしました。かかる考え方は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、当社は、本第三者割当増資は、特に有利な発行価格に該当しないものと判断しております。

なお、上記取締役会に出席した監査役3名全員（うち2名は社外監査役）は、発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に抵触するものではないことから、本第三者割当増資の払込金額が割当予定先にとって、特に有利な金額ではないとの意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資は、平成25年9月30日現在における当社発行済株式総数14,120,000株に対する割合が10.67%（平成25年9月30日現在の議決権総個数141,181個に対する割合は10.67%）であり、当社普通株式1株当たりの株式価値は一定程度希薄化することになります。

しかしながら、当社は、本資本業務提携契約に基づき行われる本第三者割当増資による資金調達、上記「第3．[第三者割当の場合の特記事項] 1 [割当予定先の状況] (2) [割当予定先の選定理由]」に記載のとおり、海外事業展開、医薬品事業の研究開発投資などの面で当社グループ経営力の強化にも寄与すると判断されることから、当社企業価値の向上に資するものと考えており、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。

従いまして、本第三者割当増資に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
三井物産(株)	東京都千代田区大手町1丁目2-1	1,930,600	13.67%	3,437,500	22.00%
(有)FJP	東京都足立区鹿浜1丁目9-11 第3さくらコーポ704号	2,141,000	15.16%	2,141,000	13.70%
今井 博文	東京都文京区	2,025,000	14.34%	2,025,000	12.96%
テルモ(株)	東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目44-1	643,500	4.56%	643,500	4.12%
新井 規子	東京都練馬区	620,000	4.39%	620,000	3.97%
ビービーエイチ ポストン ハートランドバ リユー ファンド イン ク(常任代理人(株)み ずほ銀行 決済営業部)	789 N. WATER STREET MILWAUKEE WISCONSIN 53202 (東京都中央区月島4丁目 16-13)	500,000	3.54%	500,000	3.20%
今井 道子	富山県富山市	423,000	3.00%	423,000	2.71%
アールピーシー アイエ スティー ロンドン・ク ライアント アカウント (常任代理人 シティバ ンク銀行(株))	7TH FLOOR, 155 WELLINGTON STREET WEST TORONTO, ONTARIO, CANADA, M5V 3L3 (東京都品川区東品川2丁 目3-14)	325,700	2.31%	325,700	2.08%
日本マスタートラスト信 託銀行(株)(信託口)	東京都港区浜松町2丁目 11-3	270,400	1.92%	270,400	1.73%
富士製薬工業従業員持株 会	東京都千代田区三番町5-7	222,490	1.58%	222,490	1.42%
計	-	9,101,690	64.47%	10,608,590	67.89%

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成26年3月20日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成26年3月20日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第49期事業年度）における「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」は、本有価証券届出書提出日（平成26年3月20日）現在以下のとおり変更しております。

なお、変更箇所は下線で示しております。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
OLIC社 新工場棟 (タイ王国)	建物及び構築物	1,316	-	増資資金、及び自己資金	平成26.11	平成28.9	新設 750万本/年
	機械装置及び運搬具、器具及び備品	1,284	-				

3 臨時報告書の提出

- (1) 後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第49期事業年度）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成26年3月20日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成25年12月26日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

1 提出理由

平成25年12月20日開催の当社第49期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき本臨時報告書を提出するものがあります。

2 報告内容

- (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年12月20日

- (2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

- 1．配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金22円 総額310,638,526円

- 2．剰余金の配当が効力を生ずる日

平成25年12月24日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、今井博文、広見覚、上出豊幸、三橋厚弥、平山健、小沢伊弘及び内田正行の7氏を再任し、小澤雅之及び宇佐見卓也の両氏を新たに選任する。

第3号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役7名（うち社外取締役2名）及び監査役3名に対し、当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与総額25百万円（取締役分19百万円（うち社外取締役分2百万円）、監査役分5百万円）を支給する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

株主総会決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	賛成比率 (%)	可決要件	決議結果
第1号議案	117,671	40	22,646	99.27	(注)	可決
第2号議案						
今井 博文	107,793	9,918	22,646	90.94	(注)	可決
広見 覚	116,087	1,624	22,646	97.93		可決
上出 豊幸	116,067	1,644	22,646	97.92		可決
三橋 厚弥	116,087	1,624	22,646	97.93		可決
平山 健	116,074	1,637	22,646	97.92		可決
小澤 雅之	116,076	1,635	22,646	97.93		可決
宇佐見 卓也	116,072	1,639	22,646	97.92		可決
小沢 伊弘	115,687	2,024	22,646	97.60		可決
内田 正行	115,704	2,007	22,646	97.61		可決
第3号議案	109,086	8,625	22,646	92.03	(注)	可決

(注) 可決要件は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

可決要件は、議決権を行使することができる株主の有する議決権(141,181個)の3分の1以上の出席と、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主のうち当社が賛成、反対及び棄権の確認ができたものにより、各議案の可決要件を満たし適法に決議が成立したため、上記賛成、反対及び棄権の各個数に、本総会当日出席株主のうち当社が賛成、反対及び棄権の確認ができていないものの議決権の数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第49期)	自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日	平成25年12月20日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第50期第1四半期)	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	平成26年2月14日 関東財務局長に提出

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月14日

富士製薬工業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮本 敬久 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 尾関 純 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている富士製薬工業株式会社の平成25年10月1日から平成26年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、富士製薬工業株式会社及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年12月20日

富士製薬工業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮本 敬久 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 尾関 純 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている富士製薬工業株式会社の平成24年10月1日から平成25年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士製薬工業株式会社及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、富士製薬工業株式会社の平成25年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、富士製薬工業株式会社が平成25年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年12月20日

富士製薬工業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮本 敬久 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 尾関 純 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている富士製薬工業株式会社の平成24年10月1日から平成25年9月30日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士製薬工業株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。